

鹿屋市延長保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市延長保育事業補助金交付要綱（平成28年鹿屋市告示第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（以下「法人等」という。）」を削る。

第3条中「（以下「補助対象者」という。）」を削り、「平成24年8月22日号外法律第65号」を「平成24年法律第65号」に改める。

第4条中「平成27年度子ども・子育て支援交付金の交付について（平成27年9月11日付け府子本第277号内閣府総理大臣）別紙」を「子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知）別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。